

1. 現行の指針の概要

消防本部及び署所間において、消防活動に関する指令伝達等の相互連絡を円滑に行うため、消防専用電話装置として、専用の通信連絡の装置を設置することとしている。

2. 現状と課題

通報を受けた場合における署所に対する情報の同時伝達や指令、連絡等は、指令装置、表示盤、無線統制台、指令伝送装置、出動車両運用管理装置等で構成された指令システムを有する消防指令センターで一括して行われているが、これらに関する規定がない。（表1）

（表1）高機能消防指令システムの導入状況（H30.8高機能消防指令センター等の維持管理費用調査結果より。H28時点）

消防本部数						728本部
うち指令業務を共同運用している消防本部						47地域193本部
消防指令システム設置対象数						582
消防指令システム設置状況						553 (導入率95%)
指令系装置 (簡易系)	簡易型	離島型 (I型)	II型	III型	指令系装置 (高スペック)	
1	12	212	247	79	2	

※1 類型については、システム構成は、ほぼ同様であるが、地理的事情、市町村の人口規模、都市構造等を勘案して、構成されている機器の数量等に違いがある。

※2 人口規模については、原則として10万人以上40万人未満をII型、40万人以上をIII型としている。

3. 対応策・考え方

消防指令システムの有用性や導入状況などから、新たに規定することが適当ではないか。